

発議第1号

筑紫野市議会委員会条例の一部を改正する条例

筑紫野市議会委員会条例(昭和47年筑紫野町条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア こども部の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。